

子どもと障害者(児)の ための手当制度

子どものための手当制度や、
障害者(児)のためのさまざまな
手当制度をご紹介します。
ご利用ください。



子どものための

手当制度

制度の必要な手続きはそれぞれ異なり
ます。詳しくはお問い合わせくだ
さい。

▼子育て支援課

☎23局35513 FAX23局35545

児童手当

【対象】

小学校修了前の児童を養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

2・6・10月の7日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
0～3歳未満	10,000円
3歳以上の第1子 および第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

※所得により支給制限がありますが、加入している年金の種類や扶養家族の数により異なります。

年1回、6月1日から30日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父がい

ない家庭、または父が重度の障害(身

障手帳1～2級程度)の状態にあり、

児童扶養手当

18歳以下(18歳に達した年度の末日
まで)の児童(児童が障害者の場合
は20歳未満)を養育している方/た
だし、公的年金の受給者と児童が父
の障害年金の加算対象になっている
ときは適用除外

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の11日(原則)

区分	支給額
1人目	全部支給 41,720円
	一部支給 41,710円 ～9,850円
2人目	全部支給 46,720円
	一部支給 46,710円 ～14,850円
3人目以降	1人につき3,000円加算

※所得により支給制限があります。
手当受給開始6年目から、未就労の方は手
当額が2分の1となる場合があります。

年1回、8月1日から31日までに現況届を提出
することになっています。必要書類など
は受給者あてに郵送します。

愛知県遺児手当

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父また

は母がいない家庭、父または母が重

度の障害(身障手帳1～2級、療育

手帳A判定)の状態にあり、18歳以

下(18歳に達した年度の末日まで)

の児童を養育している方

【支給月日】(申請月の当月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・子ども一人につき)

区分	支給額
1～3年目	4,500円
4～5年目	2,250円
5年経過後	支給対象外

※所得により支給制限がありま
す。

年1回、8月1日から31日ま
でに所得状況届を提出すること
になっています。必要書類など
は受給者あてに郵送します。

田原市遺児手当

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父

または母がいない家庭、父または母

が重度の障害(身障手帳1～2級、

療育手帳A判定)の状態にあり、

18歳以下(18歳に達した年度の末

日まで)の児童を養育している田

原市に住所がある方

【支給月日】(認定月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
1人につき	5,000円

※所得により支給制限があります。

年1回、8月1日から31日までに所得状
況届および遺児養育証明書を提出す
ることになっています。必要書類など
は受給者あてに郵送します。